

■ Q & A（令和5年度幼児教育の質の向上のための ICT 化支援事業補助金 募集）

1	補助対象経費はどのような経費ですか。	資料の電子化に必要な ICT 環境の整備を行うことのできる支援システム導入に伴う購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費、システム導入に必要な PC 等の機器購入費等です。システム導入に必要な周辺備品も含めることができます。クラウド型のシステムの場合は、その使用料を含めることができます。ただし、対象経費は令和5年12月1日から令和6年3月31日までにかかる経費のみとなります。
2	システムの『新規導入』と『改修』にはどのような違いがありますか。	<p>《新規導入》</p> <p>令和5年12月1日まではそのシステムを使用していなかった幼稚園が、令和5年12月1日以降に初めて導入する場合は、『新規導入』です。システム導入全体の経費について申請することができます。</p> <p>《改修》</p> <p>令和5年12月1日以前から資料の電子化を行うシステムを既に導入済みの幼稚園が、令和5年12月1日に既存のシステムに機能を追加・拡張を行う場合は『改修』です。</p> <p>改修の場合は、「改修に係る経費」のみを補助申請することができます。なお、令和5年11月30日以前に導入したシステムについて、導入当時に要した経費は補助対象にはできません。令和5年11月30日以前からシステムを利用している場合、現在も継続して支払いを行っている月々のシステム使用料についても補助申請することはできません。</p> <p>また、改修とはシステムの機能の向上等であり、令和5年11月30日以前に導入されている機能と同機能のシステムのライセンスやそれに伴う機器台数の増加などは含みません。</p>
3	PC やタブレットのみを購入したいのですが、対象になりますか。	システム導入を目的としているため、機器単体での補助申請は対象となりません。システムを導入する際に、最低限必要となる機器についてのみ、システム導入費用の半額を上限として補助申請することができます。なお、今回の申請においてシステムの導入を行わない場合は、既にシステムを導入済みの園であっても、そのシステムを活用するために必要な機器備品のみを申請することもできません。
4	エクセルなどの、基礎的なソフトも対象になりますか。	対象となりません。資料の電子化、幼児教育の質の向上等を目的とする外部システム等の導入を対象としています。
5	リース料、保守費、ライセンス料などが複数年契約でも申請できますか。	申請できますが、補助対象となるのは、令和5年12月1日から令和6年3月31日までについてかかる経費で、契約・設置・導入・支払も、この期間内に全て終了するもののみとなります。
6	今回の募集より前に導入したシステムについて、新たに追加でシステムの改修・拡張を行う場合、申請できますか。	<p>以前に導入したシステムに関して、令和5年12月1日から令和6年3月31日までの間に追加でシステムの改修・拡張を契約し、実施し、支払まで終わられる場合には、追加の改修・拡張分について申請が可能な場合があります。</p> <p>ただし、本補助金は従来の「園務改善のための ICT 化支援事業補助金」とは目的が異なり、資料の電子化と教育の質の向上等を目的とした補助金になりますので、該当するシステムであるかご確認ください。</p>

7	令和5年9月13日付5生私振第947号により令和5年度園務改善のためのICT化支援事業補助金の交付申請書を提出された園についても今回の募集に申請することができますか。	申請可能です。ただし、以下ご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> •複数の募集の間で二重計上（同一の事業や同一の経費を切り分けてどちらの募集にも申請）はできませんのでご注意ください。 たとえば、1式200万円で新規システム及び当該システムを使用するために最低限必要な備品を購入し、100万円を令和5年度園務改善のためのICT化支援事業補助金で申請し、残りの100万円を今回の募集で申請するようなことはできません。 <ul style="list-style-type: none"> •本補助金は従来の「園務改善のためのICT化支援事業補助金」とは目的が異なり、資料の電子化と教育の質の向上等を目的とした補助金になりますので、該当するシステムであるかご確認ください。 なお、申請方法の詳細については正式な交付申請依頼時にご連絡いたしますが、現時点でご不明な点があれば遠慮なくご連絡ください。
8	システム導入に伴い、既存のPC等の機器の買い替えを行う費用は申請できますか。	機器の買い替えをしなければ、システム導入をすることができない等の事情がある場合には、システム導入費用の半額以下の範囲で機器費用も補助対象とすることができます。
9	令和6年度も、この補助金はありますか。	令和6年度も、今回の募集と同様の内容で、補助を実施する予定です。
10	幼保連携型認定こども園において、保育に関するものも対象になりますか。	幼児教育の質の向上を目的としたICT化の促進を行うために募集するものであり、保育のみに関する内容は対象になりません。また、教育と保育の両方に係る内容の場合は、按分等が必要になる可能性があります。 なお、こども家庭庁で募集する「保育所等におけるICT化推進事業」と重複して申請することはできませんのでご注意ください。

■（参考）提出書類

★のついた書類は、例外的に省略できる条件等を次のページに記載しておりますのでご参照ください。

○交付申請書の提出の際に一緒に提出するもの

①<コピー>補助対象経費に係る見積書（採択業者）

※ 見積書に記載の補助対象経費の物品については、カタログ（該当部分）のコピーを添付してください。

②<コピー>補助対象経費に係る見積書（不採択業者2社以上）★

※1 原則として、契約については**同一内容で3社以上の見積書**を提出してください。システム導入に関する契約（システム費用を品名として含む契約）については、**金額にかかわらず原則3社以上の見積書**を提出してください。

※2 システムと機器についてそれぞれに分けて契約する場合、システムを含まないPC、タブレット等の周辺機器のみの契約については、**契約1件の金額が30万円未満の場合、見積書は採択業者のみで差し支えありませんが、幼稚園において店頭調査等による価格調査を行ったことがわかる資料**を添付してください。
（例：カタログのコピー、インターネットの画面を印刷したもの）

※3 システム導入に関する契約、機器等の導入の契約について、不採択分の見積書が事情により提出できない場合は、次のアかイを添付してください。

ア 独占販売等を証明する文書（様式任意）

購入する物品を採択業者以外からは入手できない場合に、採択業者の発行した証明書を添付してください。

イ 特命理由書（様式任意）

同一内容で3社以上の見積を取ることができなかった場合、園で作成してください。

○実績報告書の提出の際に一緒に提出するもの

- ①<コピー>採択業者との契約書（注文書及び請書でも可） ★
- ②<コピー>採択業者からの納品書 ★
- ③<コピー>採択業者からの請求書 ★
- ④<コピー>採択業者からの領収書
- ⑤<コピー>幼稚園の検査調書（実績報告書提出依頼の際に、様式例を配布します。）
- ⑥整備状況が確認できる写真（デジタルカメラによる写真でも可）

■添付書類が省略できる特例について

※設置・設定作業を伴うものについては、当該特例による提出書類の省略は認めません。

内容	購入条件	提出書類							
		採択見積書	不採択2社以上見積書	契約書	納品書	工事完了届	検査調書	請求書	領収書
物品の購入	正規の発注	○	○	○	○	—	○	○	○
	店頭購入等※	○	△1	×	△2	—	○	△3	○

■店頭購入等の取扱い及び△1～3の書類について

店頭購入等については、その幼稚園がその物品を購入する方法として最も適切であると客観的に判断できる場合、かつそれによって提出書類が存在しないとなる場合に、例外的に該当書類の省略を可能とします。以下に事例と書類添付方法を例示します。

<即時使用したいため、タブレット1台を量販店店頭で購入した場合>

【店頭購入の理由例】

即時納品できる量販店が近隣にあり、店頭調査や電話照会による価格比較で最も安価であることが確認できている。また、至急の購入のため、不採択2社の見積を徴することが困難かつ非合理・非効率的であると客観的に考えられる。

【添付書類】

- △1・・・特命理由書に店頭購入の理由及び価格比較方法を記載の上、価格比較に関する資料を添付。
※上記理由は一例ですので、幼稚園の個別の状況に合わせて資料をご作成ください。
- △2・・・物品が店頭受け渡し（自分で持ち帰り）の場合は省略可（後日配送による納品の場合は配送伝票等を添付する）。
- △3・・・店頭支払等の場合は請求書が存在しない場合があるため、省略可。支払前に金額に関する資料が提示されていればそれを代替で提出する。

■インターネットによる購入の取り扱いについて

原則として、正規の発注の場合と同様の書類をご提出ください。

見積書が取れない場合は、特例的に、注文時の画面のコピーやメール等で代替しご提出ください。